

NTTドコモ損害保険の現状

Disclosure 2025

目次

トップメッセージ	2
----------	---

I. 保険会社の概況及び組織

1. 代表的な経営指標等	3
2. 経営の組織	3
3. 株主・株式の状況	4
4. 役員の状況	4
5. 会計監査人の状況	5

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 会社の目的	6
2. 事業の内容	6

III. 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	7
2. 直近の事業年度における主要な業務の状況を示す指標	8
3. 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等	9
4. 責任準備金の残高の内訳	18
5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	19
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	19

IV. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	20
2. 法令等遵守の体制	21
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	24
4. 指定紛争解決機関	25

V. 財産の状況

1. 計算書類	26
2. 保険業法に基づく債権	35
3. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況	36
4. 時価情報等	38
5. その他	38

※ 本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

トップメッセージ



平素よりN T Tドコモ損害保険に格別のご厚情とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

お陰様で、当社は創業初年度を滞りなく終えることができました。ひとえに皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。

初年度においては、保険引受やリスク管理体制などにおいて堅実で透明性の高い業務運営体制の確立に努め、コンプライアンスの徹底、ガバナンス体制の構築にも注力し、健全な経営の礎を築くことができました。引き続き事業計画の達成を目指しながら、リスクマネジメント機能の深化と経営ガバナンスの充実を図ってまいります。

私たちN T Tドコモグループの存在意義は、新たな価値を創造し社会を豊かにしていくことだと考えております。「つながろう。驚きを。幸せを。」というブランドスローガンのもと、N T Tドコモグループの損害保険会社として、お客さまや社会へ更なる“あんしん”をお届けし、価値創造に貢献する企業として成長してまいります。

引き続き、皆様のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社N T Tドコモ損害保険
代表取締役社長

小野 典子

I 保険会社の概況及び組織

1. 代表的な経営指標等

(単位：百万円)

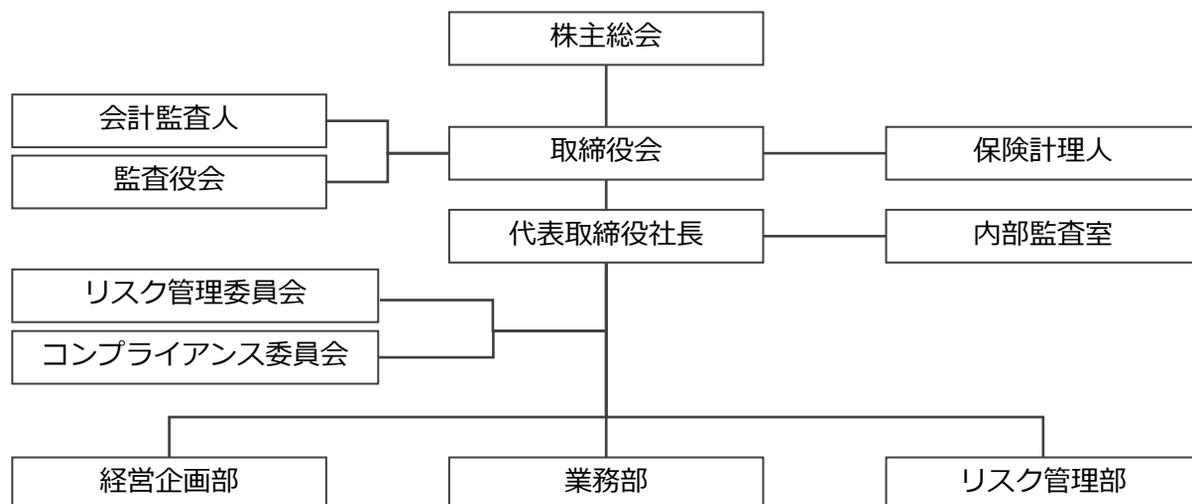
項目	2024年度
正味収入保険料	95,871
正味損害率	29.4%
正味事業費率	2.5%
保険引受利益	△4,336
経常利益又は経常損失(△)	△4,335
当期純利益又は当期純損失(△)	3,155
ソルベンシー・マージン比率	242.4%
純資産額	25,155
総資産額	111,287
その他有価証券評価差額金	-
不良債権の状況(保険業法に基づく債権)	-

2. 経営の組織 (2025年7月 現在)

■ (1) 所在地

本社：沖縄県名護市字久志547番地 5 みらい5号館 (国内及び海外の支店はありません)

■ (2) 組織図



3. 株主・株式の状況

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス	440,000株	100%

4. 役員の状況（2025年7月 現在）

役職	氏名	略歴	
代表取締役社長	小野 典子	1996年	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 (現：株式会社NTTドコモ)入社
		2021年	マーケティング部 ロイヤリティプログラム担当課長 DCM Reinsurance Company 財務/総務担当取締役
		2022年	アフターマーケットビジネス部 第一オペレーション担当課長
		2024年	当社 代表取締役社長（現職）
取締役(非常勤)	金子 和久	1990年	安田火災海上保険株式会社 (現：損害保険ジャパン株式会社)入社
		2021年	コマーシャルビジネス業務部
		2022年	マーケティング部
		2023年	営業企画部 担当部長
		2024年	株式会社NTTドコモ入社 株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス 代表取締役社長（現職） 当社 取締役（現職）
取締役(非常勤)	堤 良介	2001年	株式会社NTTドコモ四国 (現：株式会社NTTドコモ)入社
		2022年	光ブロードバンド事業推進部 販売企画・マーケティング戦略担当課長
		2023年	首都圏支社 スマートライフ部 スマートライフ企画担当部長
		2025年	アフターマーケットサービス部 戦略・企画担当部長（現職） 当社 取締役（現職）

役職	氏名	略歴	
監査役	立花 隆司	1987年	日本電信電話株式会社(現：N T T株式会社)入社
		2008年	株式会社N T T ドコモ入社
		2017年	株式会社ドコモ CS 九州入社 代理店サポートセンター所長
		2020年	コールセンター事業部長
		2021年	インフォメーションセンター所長兼務
		2023年	監査部 担当部長
		2024年	当社 監査役 (現職)
監査役(非常勤)	稲田 行祐	2007年	日比谷総合法律事務所入所
		2008年	金融庁監督局保険課出向 (法務担当課長補佐)
		2010年	弁護士法人中央総合法律事務所入所
		2013年	Catlin Holdings(ロンドン、現 AXA XL)出向
		2016年	弁護士法人中央総合法律事務所パートナー就任 AIG Japan ホールディングス入社 (アシスタント・ジェネラルカウンセル)
		2017年	楽天生命保険株式会社入社
		2018年	朝日火災海上保険株式会社 (現：楽天損害保険株式会社)出向 (社長室担当上席執行役員、表明保証保険チーフアン ダーライター) 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 出向(当局対応・事業開発等担当執行役員)
		2019年	株式会社タイムマシーンアンダーライターズ設立 代表取締役 CEO (現職)
		2021年	なないろ生命保険株式会社 社外監査役 (現職)
		2024年	当社 監査役 (現職)
監査役(非常勤)	三浦 一也	1980年	安田火災海上保険株式会社 (現：損害保険ジャパン株式会社)入社
		2012年	日立キャピタル損害保険株式会社 (現：キャピタル損害保険 株式会社)に転籍 LTD 事業本部長
		2016年	同社 代表取締役
		2019年	日立キャピタルサービス株式会社 (現：MHC 環境ソリューションズ株式会社) 常勤監査役
		2024年	当社 監査役 (現職)

5. 会計監査人の状況

氏名又は名称	有限責任 あずさ監査法人
--------	--------------

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 会社の目的

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

- (1) 損害保険業のうち再保険事業
- (2) その他前号に附帯又は関連する一切の業務

2. 事業の内容

当社が行っている主な業務は次のとおりです。

(1) 再保険の引受

当社は約定履行費用保険、傷害保険、動産総合保険、カード盗難保険に関する再保険の引受を行っています。

(2) 資産の運用

当社は親会社である株式会社NTTドコモが運営するキャッシュ・マネジメント・システムを活用して資金運用を行っています。なお、有価証券等は保有していません。

Ⅲ. 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況

当期における世界経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の持ち直し等を背景に底堅い成長を維持しており、わが国経済においても企業部門の堅調さが継続し、緩やかな回復を続けています。

当社におきましては、2024年4月4日に損害保険業の免許を取得し、同年4月5日に株式会社NTTドコモが提供する携帯端末の補償サービスに関する再保険契約の引き受けを開始し、その後も段階的に事業の拡大に努めてまいりました。その結果、当期の経営成績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益95,871百万円、資産運用収益1百万円を計上した結果、95,872百万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用99,247百万円、営業費及び一般管理費960百万円を計上した結果、100,208百万円となりました。なお、保険引受費用のうち、68,946百万円は設立初年度における責任準備金の積立によるものです。この結果、経常損失は4,335百万円となり、これに法人税及び住民税等9,415百万円、法人税等調整額△16,907百万円を計上したことにより、当期純利益は3,155百万円となりました。

今後も永続的に企業価値を向上していくために、引き続き事業基盤の強化を図りつつ、NTTドコモグループのブランドスローガンである「つながる。驚きを。幸せを。」を新たな価値創造の原動力として、更なる安心・安全な社会の実現に向けて、保険の引受拡大やサービス提供に取り組んでまいります。

2. 直近の事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2024年度
正味収入保険料	95,871
経常収益	95,872
経常利益又は経常損失 (△)	△4,335
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,155
資本金の額 (発行済株式の総数)	11,000 (440,000株)
純資産額	25,155
総資産額	111,287
責任準備金残高	68,946
貸付金残高	1,337
有価証券残高	-
ソルベンシー・マージン比率	242.4%
配当性向	-
従業員数	5名

(注) 当社は2024年4月に設立されたため、2024年度より記載しています。(以下、同様)

3. 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等

■ (1) 主要な業務の状況を示す指標等

正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目	2024年度		
	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	48	0.1	-
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	95,823	99.9	-
合計	95,871	100.0	-

(注) 正味収入保険料は受再契約の収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。

受再正味保険料

(単位：百万円、%)

種目	2024年度		
	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	48	0.1	-
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	95,823	99.9	-
合計	95,871	100.0	-

支払再保険料

該当ありません。

解約返戻金

該当ありません。

保険引受利益

(単位：百万円、%)

種目	2024年度		
	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	△4	0.1	-
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	△4,331	99.9	-
合計	△4,336	100.0	-

正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種目	2024年度		
	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	0	0.0	-
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	28,205	100.0	-
合計	28,205	100.0	-

(注) 正味支払保険金は、受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	2024年度		
	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	0	0.0	-
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	28,205	100.0	-
合計	28,205	100.0	-

回収再保険金

該当ありません。

■ (2) 保険契約に関する指標等

契約者（社員）配当金の額

該当ありません。

正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	2024年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	1.4	28.1	29.4
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	29.4	2.5	31.9
合計	29.4	2.5	31.9

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	2024年度		
	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	11.4	117.3	128.7
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	32.8	2.7	35.5
合計	32.8	2.7	35.5

- (注) 1. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 2. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 4. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 5. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約・海外契約別の収入保険料割合

区分	2024年度
国内契約	100%
海外契約	-

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

未収再保険金の金額

該当ありません。

■ (3) 経理に関する指標等

支払備金の額

(単位：百万円、%)

種目	2024年度		
	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	0	0.1	-
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	687	99.9	-
合計	688	100.0	-

責任準備金の額

(単位：百万円、%)

種目	2024年度		
	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	38	0.1	-
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	68,908	99.9	-
合計	68,946	100.0	-

責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしていません。

引当金

該当ありません。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

株主資本等変動計算書に記載のとおりです。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ■ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度引受契約におけるそれぞれの割合により按分しています。 ■ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ■ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	880百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

事業費

(単位：百万円)

区分	2024年度
人件費	98
物件費	286
税金	575
拠出金	-
負担金	-
諸手数料及び集金費	1,406
合計	2,367

- (注) 1. 金額は損益計算書における営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。
 2. 拠出金は火災予防拠出金および交通事故予防拠出金の合計額です。
 3. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

■ (4) 資産運用に関する指標等

資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末	
	金額	構成比
預貯金	69,639	62.6
コールローン	-	-
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
貸付金	1,337	1.2
土地・建物	4	0.0
運用資産計	70,981	63.8
総資産	111,287	100.0

利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末	
	収入金額	利回り
預貯金	-	-
コールローン	-	-
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
貸付金	1	0.1
土地・建物	-	-
小計	1	0.1
その他	-	-
合計	1	-

(注) 収入金額は、損益計算書における「資産運用収益」の金額です。

海外投融資残高及び構成比

該当ありません。

海外投融資利回り

該当ありません。

商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

保有有価証券利回り

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

業種別保有株式の額

該当ありません。

貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区分	2024年度末				
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超	合計
変動金利	1,337	-	-	-	1,337
うち国内企業向け	1,337	-	-	-	1,337
固定金利	-	-	-	-	-
うち国内企業向け	-	-	-	-	-
合計	1,337	-	-	-	1,337
うち国内企業向け	1,337	-	-	-	1,337

担保別貸付金残高

該当ありません。

貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末	
	残高	構成比
設備資金	-	-
運転資金	1,337	100.0
合計	1,337	100.0

貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末	
	残高	構成比
農林・水産業	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-
建設業	-	-
製造業	-	-
卸売業・小売業	-	-
金融業・保険業	-	-
不動産業・物品賃貸業	-	-
情報通信業	1,337	100.0
運輸業・郵便業	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
サービス業等	-	-
その他	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)	-	-
小計	1,337	100.0
公共団体	-	-
公社・公団	-	-
約款貸付	-	-
合計	1,337	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

貸付金企業規模別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末	
	残高	構成比
大企業	1,337	100.0
中堅企業	-	-
中小企業	-	-
その他	-	-
一般貸付計	1,337	100.0

- (注)
1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 2. 中堅企業とは(注) 1. の「大企業」および(注) 3. の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます)。
 4. その他とは、非居住者貸付、公社・公団、個人ローン等です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	2024年度末
土地	-
営業用	-
賃貸用	-
建物	4
営業用	4
賃貸用	-
建設仮勘定	-
営業用	-
賃貸用	-
不動産計	4
営業用	4
賃貸用	-
リース資産	-
その他有形固定資産	20
有形固定資産合計	24

■ (5) 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

種目	2024年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
火災保険	-	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	36	1	38
自動車保険	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	65,841	3,066	68,908
合計	65,878	3,068	68,946

(注) 危険準備金、払戻積立金および契約者配当準備金等については該当がありません。

5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

該当ありません。

6. 事故発生から期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

傷害保険

(単位：百万円)

引受年度		2024年度		
		金額	比率	変動
累計 支払 保険 金 +	引受年度末	1	-	-
	1年後	-	-	-
	2年後	-	-	-
	3年後	-	-	-
	4年後	-	-	-
最終損害見積り額		1		
累計保険金		0		
支払備金		0		

- (注) 1. 国内受再契約に係る出再控除前の金額です。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

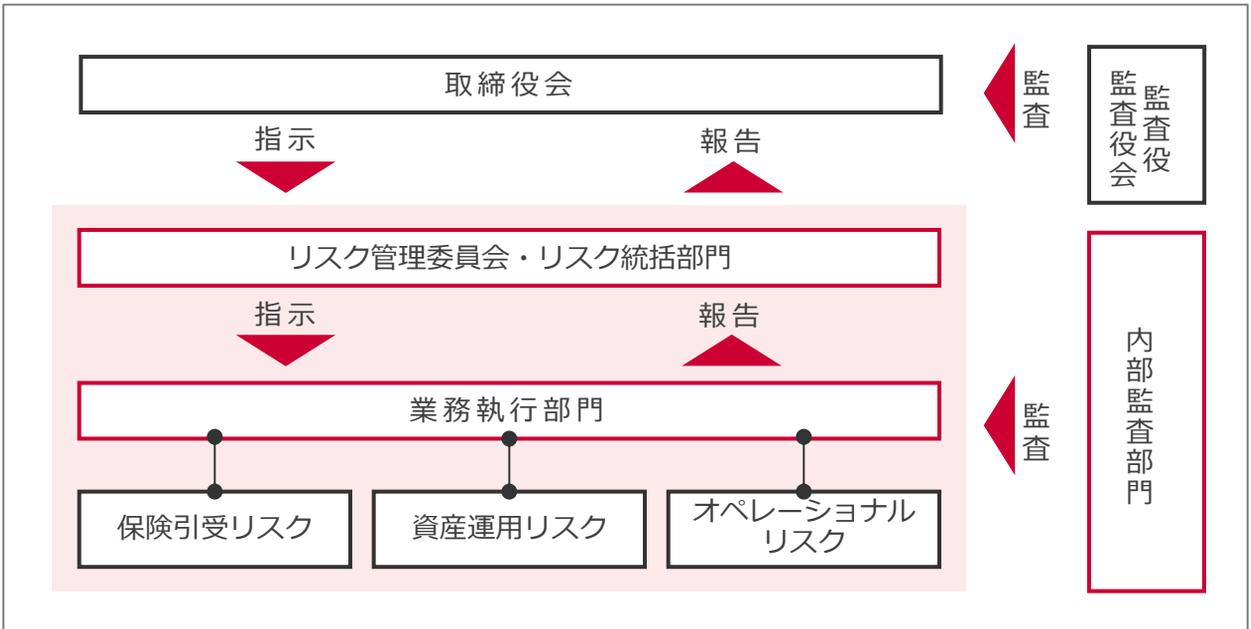
IV. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

当社では、戦略目標を達成するにあたってのリスクを個別かつ統合的に管理することを通じ、持続的に企業価値を向上させるために、リスク管理方針等を定め、リスク管理体制の整備推進を経営の最重要課題として取り組んでいます。

当社は、保険事業を行うにあたり直面する業務上の各種リスクについて審議し、関係各部門においてリスクの管理に対する適切な施策が講じられているかの検証等を目的としたリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの統合的管理に努めています。

■ (1) リスク管理体制図 (2025年7月 現在)



■ (2) 主なリスクの管理

① 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が当初の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます（再保険金の回収不能リスクを含む）。

当社では、各種規程に基づき設定したリスク管理指標等に沿って、四半期ごとに定量的なモニタリング検証を行い、管理しています。

② 資産運用リスク

保有する資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動することにより、損失を被るリスクをいいます（資金流動性の低下により損失を被るリスクを含む）。

当社では、各種規程に基づき設定した信用リスク指標や流動性指標等に沿って、四半期ごとに定量的なモニタリング検証を行い、管理しています。

③ オペレーショナルリスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

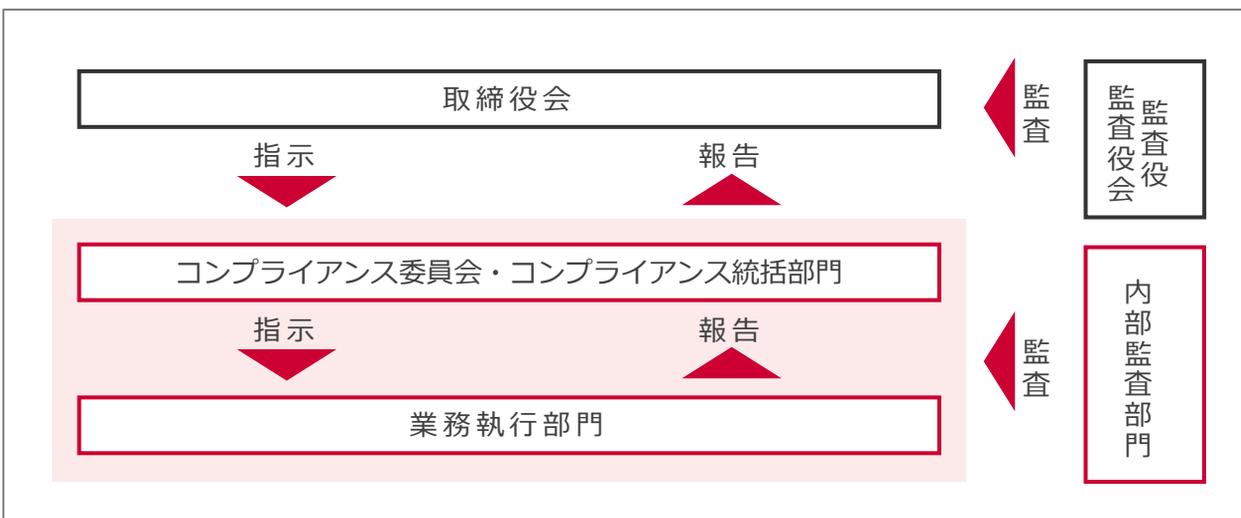
当社では、四半期ごとのリスク管理委員会にて、各部門におけるオペレーショナルリスクの発現状況等をモニタリングし、改善策等を検討しています。

2. 法令等遵守の体制

当社では、当社のすべての役職員が企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する体制を構築するため、コンプライアンス基本方針等を定め、コンプライアンスを経営の根幹となるべき最重要課題のひとつと位置付け、全役職員が常にコンプライアンスを意識・遵守し業務に取り組んでいます。

当社は、保険事業を行う上で推進すべき法令遵守の体制全般について審議し、関係各部門において法令遵守徹底に対する適切な施策が講じられているかの検証等を目的としたコンプライアンス委員会を設置し、全社に関わるコンプライアンスの重要事項について協議・検討を行っています。

■ (1) コンプライアンス（法令等遵守）体制図（2025年7月 現在）



■ (2) コンプライアンス基本方針

■ コンプライアンス基本方針 ■

当社は、コンプライアンスを経営の根幹となるべき最重要課題のひとつと位置付け、当社のすべての役職員が企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立する。
- (2) コンプライアンスとは、「法令、定款、倫理方針、倫理綱領、NTTグループ人権方針、NTTドコモグループ人権に関する基本方針、NTTドコモグループサステナビリティ方針、社内規程類および各種通達・事務連絡等の社内ルールの遵守はもとより、倫理規範（企業行動の誠実性）を含む、当社が社会的責任を果たすためのあらゆる倫理法令を遵守すること」とする。

2. コンプライアンス態勢の構築

(1) 体制の整備

- ① コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備する。
- ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を設置し、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与する。
- ③ コンプライアンス推進責任者を各組織に設置し、各組織におけるコンプライアンスの実践を推進する。
- ④ 役職員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備し、早期発見・是正に努める。

(2) 推進活動の実施

- ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンスマニュアルを策定し、周知徹底する。
- ② コンプライアンス実践の具体的な取組事項をまとめた実施計画を策定し、実施する。
- ③ コンプライアンスを徹底するため、定期的な研修やモニタリングを行う。
- ④ コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止する。

3. コンプライアンスに係る役職員の行動基準

(1) 法令等の徹底

国内外においてあらゆる法規とその精神を遵守するとともに、高い倫理観をもって行動する。また、常に公正・透明・自由な競争、取引を行う。

① 関連法令の遵守

- ・ 当社が社会的責任を果たすためのあらゆる倫理法令を遵守する。

② 公正かつ自由な競争

- ・ 取引に当たっては自由競争のルールを遵守し、公明正大に行う。
- ・ 独占禁止法や不正競争防止法等、国内外の関連法規を遵守し、正々堂々と市場での競争に挑む。

③ 知的財産権の保護

- ・ 知的財産権を尊重し、適切な取り扱いを徹底する。

(2) 社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持する。

① 反社会的勢力に対する姿勢

- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて、以下に基づき、断固たる対応を行う。

1. 反社会的勢力による要求は、担当者や担当部署だけに任せずに、経営層以下、組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力による要求に対応する職員の安全を確保する。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
4. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない。
5. 反社会的勢力による取引の強要は、断固これを拒否する。
6. 反社会的勢力による要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
7. 反社会的勢力による要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

② 贈収賄の禁止

- ・ 政治家・公務員をはじめすべてのステークホルダーとは適正な関係を保ち、贈収賄あるいはそれに類するような疑わしい行為には、絶対に関与しない。

(3) 適切かつ透明性の高い経営

国内外の幅広いステークホルダーに、企業情報を適時・的確に開示し、透明性を高める。

① 情報の開示

- ・ 財務をはじめ経営全般にわたる企業情報は、ネガティブ情報も含めて、適時、公平、継続して開示し、説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。

② 機密情報の取扱い

- ・ 企業機密情報の重要性を認識し、適正な管理と保護を徹底する。
- ・ 口頭、文書を問わず、社内ですり扱うビジネス情報が貴重な経営資源であることを認識し、その管理・保護に細心の注意を払い、流出・漏洩を防ぐ。

(4) 人権の尊重

お客さまおよび職員の人権を尊重し、個人情報保護を徹底する。

① 基本的人権の尊重

- ・ 人権を尊重し、民族、国籍、性別、宗教等による不当な差別や嫌がらせを、断固として排除する。

② 個人情報の保護

- ・ お客さまの個人情報を本来の目的以外に利用や、第三者に漏洩するような行為は絶対に行わない。
- ・ 職員の個人情報の適正な管理と保護を徹底する。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八に掲げる事項（注）については該当契約がありません。

（注） 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認についての合理性および妥当性

4. 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

—一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

そんぽADRセンター（そんぽADRセンター東京／そんぽADRセンター近畿）

03-4332-5241（全国共通）

受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）の午前9時15分～午後5時

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

V. 財産の状況

1. 計算書類

■ (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2024年度	科目	2024年度
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	69,639	保険契約準備金	69,634
貸付金	1,337	支払備金	688
有形固定資産	24	責任準備金	68,946
建物	4	その他負債	16,496
その他の有形固定資産	20	再保険借	6,525
その他資産	23,377	未払法人税等	8,561
再保険貸	23,355	預り金	0
その他の資産	22	未払金	1,408
繰延税金資産	16,907	その他の負債	0
		負債の部合計	86,131
		(純 資 産 の 部)	
		資本金	11,000
		資本剰余金	11,000
		資本準備金	11,000
		利益剰余金	3,155
		その他利益剰余金	3,155
		繰越利益剰余金	3,155
		株主資本合計	25,155
		純資産の部合計	25,155
資産の部合計	111,287	負債及び純資産の部合計	111,287

(貸借対照表の注記)

- 有形固定資産の減価償却は、定額法によっています。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 正味収入保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。

4. 会計上の見積りに関する事項は次のとおりです。

(1) 繰延税金資産

- ① 当期の財務諸表に計上した金額 16,907百万円
- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）に基づき、企業の分類を判定し、将来減算一時差異に対して、予測される将来一時差異等加減算前課税所得や将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリングの結果を考慮し、繰延税金資産を計上しています。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りや企業の分類は、当年度の実績に加え、将来収支予測を基礎としています。また、見積もった将来の一時差異等加減算前課税所得により、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。将来収支予測における主要な仮定である正味収入保険料、正味支払保険金および支払備金繰入額は、過去の業績等をもとに策定した予算から算出しています。これら将来収支予測における見積り金額が、翌期以降の課税所得に影響を与えます。

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(2) 支払備金

- ① 当期の財務諸表に計上した金額 688百万円
- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、保険業法等の法令等の定めにより、保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上しています。インフレーションや為替相場の変動などによる将来における状況変化により、支払備金の計上額が変動する可能性があります。

5. 金融商品に関する事項は、次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は保険業法に基づく損害保険事業を行っています。保有する資産は保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることを鑑み、資金運用については、預貯金の他、親会社である株式会社NTTドコモが運営するキャッシュ・マネジメント・システムを活用する方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主として預貯金です。預貯金は預金保護制度において全額保護対象の決済性普通預金です。また、キャッシュ・マネジメント・システムによる資金取引は、貸付期間に定めはないものの、短期に解約可能な貸付金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する預貯金は、決済性普通預金であり、預金保護制度において全額保護対象であるため、リスクは有していません。また、キャッシュ・マネジメント・システムによる資金取引は、取締役会においてリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記した諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、四半期ごとに取締役会に報告しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

預貯金及び貸付金、その他資産・負債に含まれる金融商品のうち短時間で決済されるものは、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当ありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
預貯金及び貸付金、その他資産・負債に含まれる金融商品は、短時間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

6. 保険業法に基づく債権に関する事項は、次のとおりです。

保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額は以下のとおりであります。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものではありません。
- (2) 危険債権に該当するものではありません。
- (3) 三月以上延滞債権に該当するものではありません。
- (4) 貸付条件緩和債権に該当するものではありません。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の合計額に該当するものではありません。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は2百万円です。

8. 関係会社に対する金銭債権総額は1,337百万円、金銭債務総額は24百万円です。

9. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりです。

繰延税金資産		
責任準備金		16,769百万円
その他		137百万円
繰延税金資産	小計	16,907百万円
評価性引当額		-
繰延税金資産	合計	16,907百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債	合計	-
繰延税金資産	の純額	16,907百万円

10. (1) 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金（出再支払備金控除前）	688百万円
同上にかかる出再支払備金	- 百万円
差 引	688百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	65,878百万円
同上にかかる出再責任準備金	- 百万円
差 引 (①)	65,878百万円
その他の責任準備金 (②)	3,068百万円
計 (①+②)	68,946百万円

11. 1株当たり純資産額は57,172円02銭です。

12. 当社は、法人税額の計算および申告において、日本電信電話株式会社を親会社とするグループ通算制度を適用しています。

13. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

■ (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度
経常収益	95,872
保険引受収益	95,871
正味収入保険料	95,871
資産運用収益	1
利息及び配当金収入	1
その他経常収益	-
経常費用	100,208
保険引受費用	99,247
正味支払保険金	28,205
諸手数料及び集金費	1,406
支払備金繰入額	688
責任準備金繰入額	68,946
資産運用費用	-
営業費及び一般管理費	960
その他経常費用	-
経常損失	4,335
特別利益	-
特別損失	0
固定資産処分損	0
税引前当期純損失	4,335
法人税及び住民税	9,415
法人税等調整額	△16,907
法人税等合計	△7,491
当期純利益	3,155

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用総額は281百万円です。

2. 収益及び費用に関する内訳は次のとおりです。

(ア) 正味収入保険料の内訳

収入保険料	95,871百万円
支払再保険料	- 百万円
差 引	95,871百万円

(イ) 正味支払保険金の内訳

支払保険金	28,205百万円
回収再保険金	- 百万円
差 引	28,205百万円

(ウ) 諸手数料及び集金費の内訳

支払諸手数料及び集金費	1,406百万円
出再保険手数料	- 百万円
差 引	1,406百万円

(エ) 支払備金繰入額の内訳

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	688百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	- 百万円
差 引	688百万円

(オ) 責任準備金繰入額の内訳

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	65,878百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	- 百万円
差 引(①)	65,878百万円
その他の責任準備金繰入額(②)	3,068百万円
計(①+②)	68,946百万円

(カ) 利息及び配当金収入の内訳

貸付金利息	1百万円
計	1百万円

3. 1株当たりの当期純利益は7,172円02銭です。

4. 関連当事者との取引は次のとおりです。

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 被所有(所有) 割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス	被所有 直接100%	出資の引受、 経営管理、 役員の兼任	出資の引受	22,000	-	-
親会社	株式会社NTTドコモ	被所有 間接100%	資金の預入、 出向者の受入	資金貸付	716	貸付金	1,337
				利息受取	1	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、親会社が運営するキャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、運用利率については、市場金利を勘案した利率をもとに決定しています。
なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

5. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

■ (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	△4,335
減価償却費	2
支払備金の増減額（△は減少）	688
責任準備金の増減額（△は減少）	68,946
利息及び配当金収入	△1
有形固定資産関係損益（△は益）	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額（△は増加）	△23,352
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額（△は減少）	7,074
小計	49,021
利息及び配当金の受取額	1
法人税等の支払額	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	
資産運用活動計	-
(営業活動及び資産運用活動計)	(49,022)
有形固定資産の取得による支出	△20
その他資産の取得による支出	△25
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	22,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,000
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	70,977
現金及び現金同等物期首残高	-
現金及び現金同等物期末残高	70,977

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預貯金	69,639百万円
貸付金 ※	1,337百万円
現金及び現金同等物	70,977百万円

※キャッシュ・マネジメント・システムに係るものです。

2. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

■ (4) 株主資本等変動計算書

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計	評価・ 換算差額 等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額											
新株の発行	11,000	11,000		11,000					22,000		22,000
当期純利益							3,155	3,155	3,155		3,155
当期変動額合計	11,000	11,000	-	11,000	-	-	3,155	3,155	25,155	-	25,155
当期末残高	11,000	11,000	-	11,000	-	-	3,155	3,155	25,155	-	25,155

（株主資本等変動計算書の注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は次のとおりです。

（単位：千株）

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	-	440	-	440

2. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

2. 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-
危険債権額	-
三月以上延滞債権額	-
貸付条件緩和債権額	-
合計	-
正常債権額	1,337

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権以外のものに区分される債権です。

3. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分	2024年度
(A)単体ソルベンシー・マージン総額	29,414
資本金又は基金等	25,155
価格変動準備金	-
危険準備金	-
異常危険準備金	3,068
一般貸倒引当金	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	-
土地の含み損益	-
払戻積立金超過額	-
負債性資本調達手段等	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-
控除項目	-
その他	1,190
(B)単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	24,264
一般保険リスク (R ₁)	23,764
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-
予定利率リスク (R ₃)	-
資産運用リスク (R ₄)	709
経営管理リスク (R ₅)	489
巨大災害リスク (R ₆)	-
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	242.4%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

■ 単体ソルベンシー・マージン比率について ■

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①	保険引受上の危険 (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク)	:	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
②	予定利率上の危険 (予定利率リスク)	:	実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③	資産運用上の危険 (資産運用リスク)	:	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④	経営管理上の危険 (経営管理リスク)	:	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
⑤	巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	:	通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、貸借対照表に計上されない土地の含み損益の一部等の総額です。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4. 時価情報等

- (1) 有価証券
該当ありません。
- (2) 金銭の信託
該当ありません。
- (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
該当ありません。
- (4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引
該当ありません。
- (5) 先物外国為替取引
該当ありません。
- (6) 有価証券関連デリバティブ取引（（7）に掲げるものを除く。）
該当ありません。
- (7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）
該当ありません。

5. その他

保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

株式会社 N T T ドコモ損害保険

〒905-2173

沖縄県名護市字久志547番地 5 みらい5号館

<https://www.docomo-sompo.com/>

N T T DOCOMO General Insurance, Inc.

